

経済産業省

20170306 商局第2号

平成29年3月10日

株式会社サイサン

代表取締役社長 川本 武彦 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



保安業務等の確実な実施の徹底について（厳重注意）

経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、平成28年12月20日、貴社八千代営業所に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づく立入検査を実施した結果、液石法に違反する以下の不適切な事案を確認しました。

1. 液石法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面（以下「14条書面」という。）について、保安業務を行う保安機関の事業所名等の法令で定める記載事項に不備が認められる14条書面を交付していた。また、14条書面の記載事項に変更があった際に、変更事項について一般消費者等に14条書面の再交付をすべきところ、なされていなかった。
2. 液石法第20条の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、液石法施行規則第24条に定める職務を行うところ、14条書面の作成、保安教育及び保安業務の実施、それらの監督等の一部の業務が実施されておらず、業務主任者による誠実な職務がなされていなかった。

3. 液石法第27条の規定により、販売契約を締結している一般消費者等に対し定期に行うべき保安業務の一部について、その実施及び結果の確認が行われていなかった。
4. 液石法第35条の規定により、認可を受けた保安業務規程に基づき事業所に配置されている保安業務資格者の兼務に係る社内規定が設けられていなかった。
5. 液石法第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者及び保安機関が整備すべき帳簿について、法令で定める記載事項に不備が認められるものがあり、かつ、整備されていなかった。

このような法令に違反する不適切な事案が多数認められたことは、液化石油ガスの保安の確保の観点から重大な問題であり、当省としては、貴社に対し、保安業務等の確実な実施を徹底するよう厳重に注意します。

また、これらを踏まえ、八千代営業所において上記事案が発生した原因の究明及び不適合事案の速やかな改善と今後の再発防止に向けた改善策の策定並びに八千代営業所以外の貴社の全ての販売所における類似事案の有無に関する総点検を実施し、1月以内に報告することを求めます。

さらに、八千代営業所での改善策の実施状況については、報告のあった日から1年間、四半期ごとに報告することを求めます。